



復興まちづくり協議会・地権者連絡会
ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

平田地区における復興事業のうち、①これから工事計画等の流れについて、②宅地整備基準（案）について、③災害危険区域の指定について、④公開試験盛土の開催結果、⑤平田漁港海岸防潮堤、⑥釜石湾口防波堤の復旧状況について参加者の皆様と意見交換を行いました。

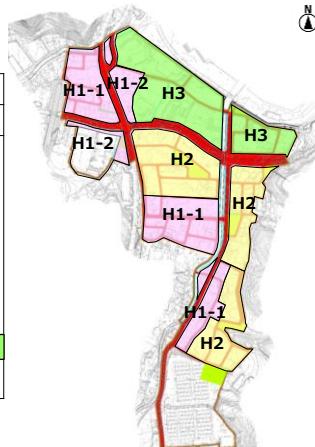
開催概要	開催日: 平成 27 年 3 月 10 日 (火)	時 間: 18:30~20:20
	場 所: 平田集会所	参加人数: 55 人



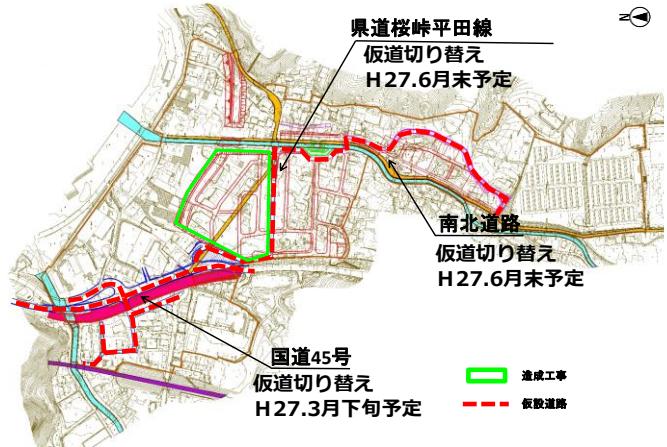
工事進捗状況及びスケジュールについて

宅地引渡し予定（使用収益開始）

H27		H28		H29	
12	1	12	1	12	
		H1-1			
		H1-2			
			H2		
				H3	



工事の状況

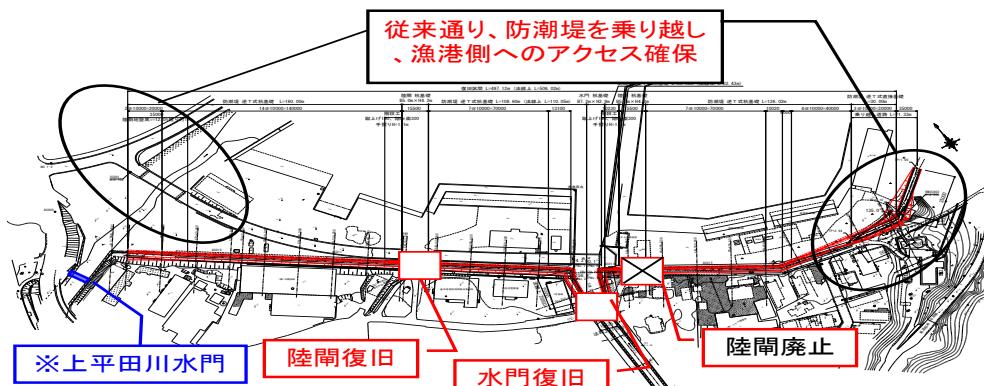


※状況に応じて変更することがあります。

【別資料 5,6 ページ】

平田漁港海岸防潮堤について

復旧計画の平面図



※上平田川水門は区画整理事業で整備

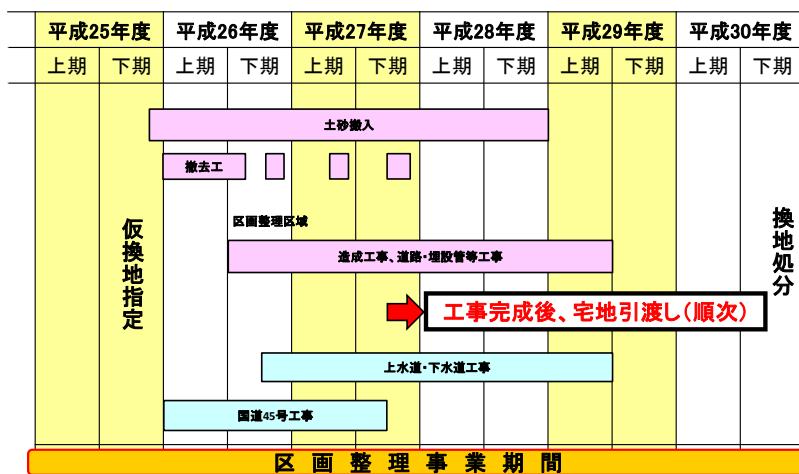
【別資料 24 ページ】

既存 水門 1 基 陸閘 2 基 →復旧 水門 1 基 陸閘 1 基

陸閘 2 基から 1 基に廃止し、集約化を図ります。

陸閘（りくこう）とは：河川等堤防を通常時は生活のため通行出来るよう途切れさせてあり、増水時にはそれをゲート等により塞いで暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設です。

今後の工事スケジュール（案）について



このようなご意見をいただきました

- 「契約後 1 年以内に今建っている建物を撤去してください」という説明を受けたが、その辺のところはどうなのか。

建物の移転補償交渉については、平田地区で 98 軒の方と交渉しています。それぞれ状況が異なると思いますので、個別に対応していきます。
- 昨年、まちづくりの一環として、避難道路の話があった。今日、その話ができると思ったが、そういう話は市の中ではないのか。

避難道路の用地は復興公営住宅を整備する際に県が工事用道路として取得しており、市に払い下げてもらうように交渉中です。面積、金額は確定しています。ただ、道幅が狭く、勾配もきついので、普段使いの道路としては利用せず、有事のときに開放する形になります。
- これから一時移転する際、仮設に住むと聞いていたが、家賃が発生すると聞いた。なぜ家賃が発生するのか。部屋が不足していると聞いたが、仮設は空いているように見える。鍵をもったまま帰ってこない人がいると聞いた。物置状態になっているところもある。本当ならばどういうことなのか。

家賃が発生すると説明したことはありません。復興事業に伴って移転を余儀なくされる方につきましては、目的外使用というのが認められています。仮設に入る場合、県に申請は必要ですが家賃は発生しません。荷物部屋のようになっているケースについては、現在、調査をして、文書を発送した上で電話連絡をしているところですので、不公平感のないように対応しております。しかしながら、我々が把握できていないところもあるので、情報提供いただければと思います。
- 下水道の件で、町内会で水洗トイレにしたいという要望を伝えた。整備を都市計画の範囲で考えているのか。全体を含めて下水道を整備して、現在残っている方も、下水道が使えるような計画にして欲しい。

復興事業に合わせて H29 年度までに行います。埋立地からニュータウンの手前あたりまでを区域として復興事業後に順次延ばしていきます。

復興事業については、できる限り皆様の期待に応えられるよう進めていきたいと思います。
1 日も早く工事を完成させたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や
市のホームページでも公開しています。
あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部

TEL : 0193-22-2111(内線 132)
FAX : 0193-22-9505